

がん患者放射線治療通院費等補助金のご案内

佐渡市では、佐渡総合病院での放射線治療の終了に伴い、がん患者の方が市内で適切な治療を受ける機会を確保し及び負担軽減を図るため、放射線治療のために市外の指定医療機関へ通院する際、佐渡汽船乗船料・宿泊費の一部を助成し、適切な治療を受ける機会の確保を図ります。

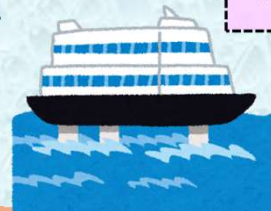
【指定医療機関】

- ・新潟大学
- ・県立がんセンター
- ・新潟市民病院
- ・脳外科病院
- ・済生会新潟病院

1 対象者

佐渡総合病院においてがん治療に伴う放射線治療が受けることができないため、市外の医療施設に通院する患者のうち、次のいずれにも該当する方。

- 市内に住所を有している方。
- がん（悪性腫瘍、悪性新生物等）と診断されている方。
- 佐渡総合病院において、放射線治療が必要と判断された方
- 暴力団でない方。



2 対象となるがん治療

下記のがん治療であって、医師が必要と認めた放射線治療

根治的治療 (準根治的治療)	病巣の治癒(根治)を目的とするもの、又目指すのもの
緩和的治療	根治は期待できないが、患者様生活の質を維持、向上を目的とするもの
手術後治療	手術後の病巣残存部位や再発病変に対して行う治療
予防的治療	再発や転移のリスクの高い部位に対して行うもの



3 助成額

交通費	佐渡汽船島民往復運賃に係る金額の2分の1の額 (ジェットfoil または カーフェリー2等) ※ ただし、根治的治療・手術後治療・予防的治療については、同一年度内において交通費の合計が2万円を超過した場合、交通費の合計から1万円を控除した額
宿泊費	1泊あたり5,000円を上限 (治療にあたり必要となる泊数分を助成、また、荒天等の理由で佐渡汽船が欠航し、宿泊が発生した場合も含みます。)

※ 令和7年8月1日以降に通院した分が対象となります。

※ 緩和的治療に限り、未成年者、要介護・要支援認定者または医師が通院のため必要と認める方について、付添人1名分を助成します。

4 申請の方法

がん患者放射線治療通院費等補助金交付申請書兼請求書(様式第1号)に、必要書類を添えて、下記窓口まで申請してください。

- 【必要書類】
- 放射線治療に関する同意書・治療計画書
 - 医療機関の発行する連絡票
 - 医療機関の発行する放射線治療を受けたことがわかる診療明細書及び領収書
 - 佐渡汽船の船区分・等級が分かる乗船券または領収書
 - 宿泊施設が発行する領収書または宿泊料金を支払ったことを証する書類
 - 振込先口座の通帳の写し

申請窓口・お問い合わせ

佐渡市役所 市民生活部
健康医療対策課 健康増進係
【電話】0259-63-3115



佐渡市ホームページからも
ご覧いただけます。
☞ こちらの二次元コードから

【2025.09 発行】